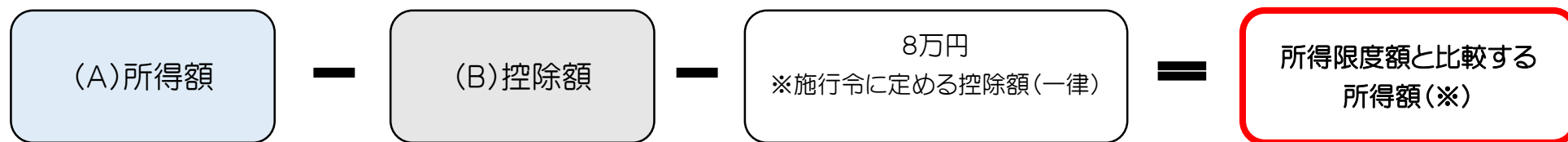


児童手当等の所得限度額と比較する所得額の計算方法



(A)に当てはまるもの ...

- ・総所得
- ・退職所得
- ・山林所得
- ・土地等に係る事業所得
- ・長期譲渡所得
- ・短期譲渡所得
- ・先物取引にかかる雑得
- ・特例適用利子等
- ・特定適用配当等
- ・条約適用利子等
- ・条約適用配当等

(B)に当てはまるもの ...

- ・雑損控除
- ・医療費控除
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・障害者控除 一人につき27万円(特別40万円)
- ・寡婦控除 27万円
- ・ひとり親控除 35万円
- ・勤労学生控除 27万円

※給与所得または雑所得(公的年金等に係るものに限る)がある場合には、この金額からさらに10万円を控除した金額となります。給与所得等が10万円に満たない場合は、その額を控除します。